と。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

4　第三面関係

①　第三面は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。

②　役員に関する事項（法人である場合）の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。

ア　代表者以外の役員に交代があった場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

イ　代表者以外の役員に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

ウ　代表者以外の役員を削減した場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

エ　代表者以外の役員の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「２」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

5　第四面関係

①　第四面は、営業所又は事務所ごとに作成すること。

②　営業所又は事務所に関する事項の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。

ア　営業所又は事務所を新設した場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。

イ　営業所又は事務所を廃止した場合

「変更区分」の欄に「１」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。

ウ　営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があった場合

「変更区分」の欄に「２」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

③　「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ０ | ３ | － | ５ | ２ | ５ | ３ | － | ８ | １ | １ | １ | | |